

実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い
（案）」等に対する意見

平成 29 年 2 月 22 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）等に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の連結財務諸表作成における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

日本企業が指定国際会計基準の任意適用を開始する場合、第 1 四半期からの移行に加え、年度の有価証券報告書を提出する時点からの移行も認められている。国内子会社等において年度末の有価証券報告書から指定国際会計基準に移行するが、親会社の連結財務諸表作成において本公開草案の提案を翌第 1 四半期から適用する場合、会計方針の変更の適時性の観点から問題にならないことを明確にすべきと考える。

（理由）

第 350 回企業会計基準委員会（平成 28 年 12 月 2 日開催）の審議資料(6)-6「第 92 回実務対応専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会で聞かれた意見」（以下「審議資料(6)-6」という。）第 4 項には、以下に抜粋したとおり、上述のケースにおいて会計方針の変更の適時性が議論となる可能性は少ないことが述べられている。本公開草案の提案が実務において円滑に適用されるよう、そのような趣旨を明記することが有用と考える。

<審議資料(6)-6 から抜粋>

有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行するケースについても検討すべきとの意見

(第 92 回専門委員会で聞かれた意見)

4. 国内子会社等が年度末から指定国際会計基準へ移行するケースについて、会社法に基づく連結計算書類から移行するケースだけでなく、会社法に基づく連結計算書類は日本基準のままで、有価証券報告書を提出する時点から移行するケースについても実務上は見受けられる。このため、後者についても取扱いを検討して頂きたい。

(対応案)

親会社の連結計算書類においては、国内子会社等で日本基準により作成した会社法に基づく連結計算書類を取り込むことになるため、親会社の有価証券報告書においても、通常、それに合わせた数値を用いることが想定される。

その結果、国内子会社が有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行する場合、親会社の連結財務諸表においては、翌第 1 四半期から国内子会社の指定国際会計基準の数値を取り込むことが想定される。また、この場合、会計方針の変更の適時性が議論となる可能性は少ないと考えられる。

よって、有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行するケースについては、実務対応報告第 18 号において特段、取扱いを明らかにする必要性は乏しいと考えられる。

以 上